

◎お手続き前にこちらをお読みください。

## <お知らせ>

押印の見直しに伴い、宿泊税特別徴収事務交付金交付申請書および宿泊税特別徴収事務交付金交付請求書が変更になりました。

### 1. 各様式の変更点について

#### ○様式1 宿泊税特別徴収事務交付金交付申請書

- ・特別徴収義務者名横の押印が不要となりました。

#### ○様式2 宿泊税特別徴収事務交付金交付請求書

- ・特別徴収義務者名横の押印が不要となりました。
- ・新たに【担当者】欄ができました。

当該事務担当者様の情報を必ずご記入ください。(氏名はフルネームでご記入ください。)

ただし、委任状(様式3)はこれまでどおり、委任者の押印が必要です。

### 2. 訂正が発生した場合の訂正方法

書き損じ等訂正が発生した場合は、次のいずれかの方法で訂正してください。

- ①特別徴収義務者名の横に押印(法人は法人代表者印)し、訂正箇所<sup>①</sup>に訂正印を押印。
- ②様式をホームページからダウンロードし、新たに作成する。

ご不明な点等がありましたら税務課宿泊税担当までご連絡ください。

#### 【お問い合わせ】

金沢市税務課 宿泊税担当

電話：076-220-2147